

## 法人事業税に関するお知らせ

# 外形標準課税の適用対象法人の見直し (100%子法人等への対応) について

税務行政につきまして、日ごろより多大なご協力をいただきありがとうございます。

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税について、従前の外形標準課税の適用対象法人（事業年度終了の日において資本金1億円超の法人）に加え、「100%子法人等への対応」の要件をすべて満たす法人も、令和8年4月1日以後開始する事業年度から外形標準課税の対象となります。

## 対象法人

次の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

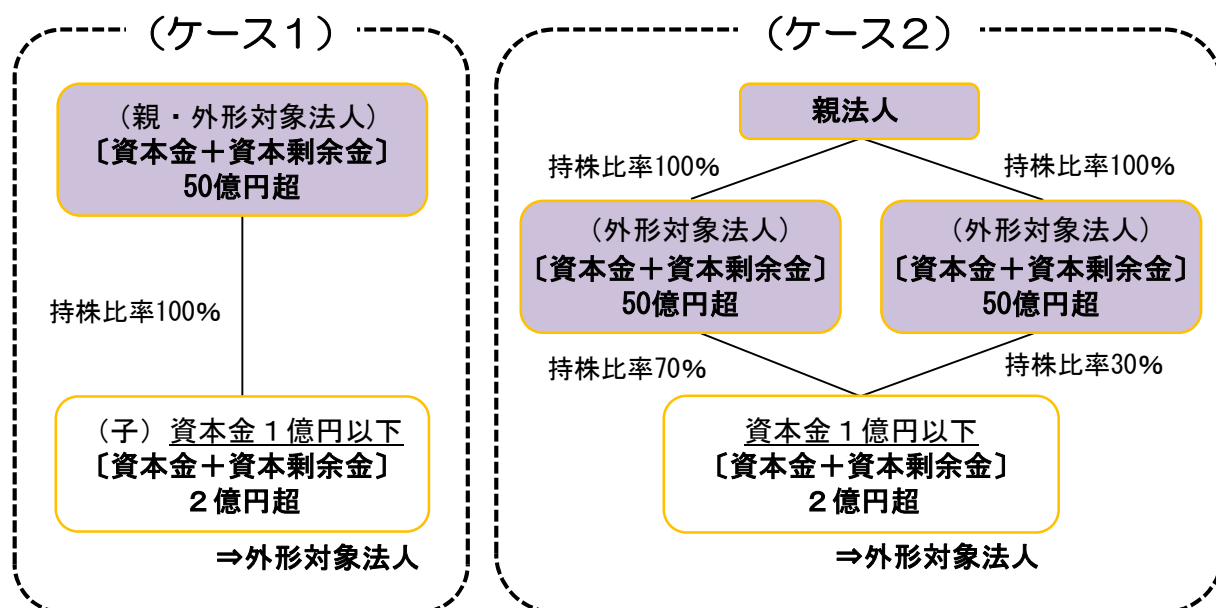
- 所得等課税法人(※1)以外の法人で、事業年度終了の日において資本金の額が1億円以下
- 特定法人(※2)との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人（ケース1）又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人（ケース2）
- 事業年度終了の日において、払込資本の額(※3)が2億円超

※1 所得等課税法人：法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

※2 特定法人：払込資本の額(資本金+資本剰余金)が50億円を超える法人（外形標準課税の対象外である法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む。）

※3 公布日（令和6年3月30日）以後に当該法人が行う資本剰余金を原資とした配当等により減少した払込資本の額を加算した金額となります。

## ○ 要件のイメージ図（例）



## 特例措置等

### ○ 激変緩和措置（改正法附則第8条第2項）

100%子法人等への対応によって、新たに外形標準課税の対象となったことにより、次の各事業年度分について申告納付すべき法人事業税額が従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、それぞれ次のとおり税負担が軽減されます。

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度  
・・・当該超える額の3分の2に相当する額を法人事業税額から控除
- 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度  
・・・当該超える額の3分の1に相当する額を法人事業税額から控除

### ○ 特例措置（法附則第8条の3の4）

産業競争力強化法の改正の日(令和6年9月2日)から令和9年3月31日までの間に認定を受けた特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等については、上記にかかわらず、5年間（認定特別事業再編事業者による株式又は出資の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度まで）外形標準課税の対象外となります。

お問い合わせ先（受付：平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

- |           |                |           |                |
|-----------|----------------|-----------|----------------|
| ・安芸県税事務所  | ☎ 0887-34-1161 | ・中央東県税事務所 | ☎ 088-866-8500 |
| ・中央西県税事務所 | ☎ 088-821-4652 | ・須崎県税事務所  | ☎ 0889-42-2366 |
| ・幡多県税事務所  | ☎ 0880-35-5972 | ・税務課      | ☎ 088-823-9309 |